

令和7年度 新BOP学童クラブ 実施時間延長事業のご案内

新BOP学童クラブでは、子ども一人ひとりの今の成長と育ちを支える「成育支援」を充実するという観点から、支援が必要なご家庭が必要な時に利用できるようセーフティネットの役割を果たすために、19時までの時間延長事業を実施しています。

延長利用を希望する方は、必ず下記の案内をお読みいただいたうえで、必要な手続きを行ってください。

受付期間 ※申請内容等を確認しますので、時間に余裕を持ってお越しください。	令和6年12月5日(木)～12日(木)〔8日(日)を除く〕 9:35～18:00 (各新 BOP 窓口) ☆通常の学童クラブの入会と一緒にご申請ください。 ☆「月ぎめ利用」は、必ず上記受付期間内に申請してください。 ☆「日ぎめ利用」は、受付開始日以降であれば、随時申請が可能ですが、上記受付期間内の申請にご協力をお願いいたします。 ※通常の入会申請と同様に、年度ごとの申請が必要です。 ※やむを得ず、一斉受付期間内に申請できなかった場合は、受付期間以降も随時申請は受け付けますが、<u>4月中に延長利用ができないことがあります。</u> ※一斉受付期間後は、受付を行う職員が不在にしている場合があるため、あらかじめ学童クラブに電話でご確認の上、申請してください。
決定通知	「月ぎめ利用」「日ぎめ利用」ともに、受付期間内に申請された方には、審査・選考後、児童課から選考結果をご自宅に郵送します。

延長利用の概要については裏面をご確認ください。



■制度概要

延長利用には2つの利用方法があります。希望の形態で申請してください。

利用種別	月ぎめ利用 (毎月12日以上利用がある)	日ぎめ利用 (1日ごとに利用する)
延長利用 時間帯	いずれも、18:16～19:00 ※新BOP学童クラブ運営日の「月～金」のみの実施(土曜日は実施しません)	
実施内容	毎月12日以上、時間延長が必要なご家庭の児童を対象とします。	急な残業や不規則な就労時間等で、1日ごとに延長利用の可否が変わるご家庭の児童を対象とします。
定員	40名	「40名」－「月ぎめ利用の登録人数」 ＝日ぎめ利用可能人数 例：定員40名－月ぎめ登録15名＝日ぎめ利用可能25名
対象児童	学童クラブに入会する小学校1年生 ※1年生を優先とします。但し、申込み状況により2年生以上も対象になるため、ご相談ください。	学童クラブに入会する(している)児童
退所方法	必ずお迎え	
利用料金	月額1,000円	日額200円(月額上限1,000円)
登録方法	登録書類の事前提出(登録期限有)	登録書類の事前提出
利用方法	登退所管理システムへ利用日時等を入力	1. 利用日ごとに電話予約(先着順) 2. 登退所管理システムへ利用日時等を入力

【注意事項】

- ※4月はお子さまの体調等を第一にお考えいただき、状況にあわせたご利用をお勧めします。
- ※ご利用者がいる日・時間のみ時間延長を実施します。
- ※ご利用者がいない場合は実施しておりません。
- ※延長利用可能時間帯は原則、問い合わせ対応や申請書類等の受け取りは行っておりませんので、学童クラブへの問い合わせや申請書等のご提出は18時までをお願いいたします。

延長利用の詳細については右の二次元コードから区 HP をご確認ください。

